平成２４年（フ）第１５２号
新潟県村上市飯野３丁目１番23号、前住所新潟県村上市大工町２番９号
債務者　大滝　康雄
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　一史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１４１１号
京都市西京区桂市ノ前町119番地　ネバーランド桂506、前住所京都市右京区梅津大縄場町６番地24　アルス京都嵐山501号
債務者　安屋　智司
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜垣　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６３号
堺市北区北長尾町３丁２番18号　栄荘２Ｆ
債務者　原口　　満（旧姓石倉）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３０４号
堺市堺区田出井町１番３―3603号
債務者　横田　博臣
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０８８号
千葉県浦安市堀江５丁目20番１号ルピナス202
債務者　徳永　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１５号
千葉県市川市大町53番地　ヴィラージュ市川大町307号
債務者　海老澤博美（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２０５３号
名古屋市北区楠１丁目1607番地の１　ヴィラ楠203号
債務者　村里　信次
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４１３号
名古屋市熱田区千年１丁目27番６号　ブランメゾンコジマ301号
債務者　森　三恵子（旧姓牟禮）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８６４号
神戸市東灘区岡本７丁目11番21号　103号
債務者　藤田　京里
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６４号
神戸市北区緑町３丁目11番６―Ｂ202号、従前の住所神戸市北区若葉台３丁目15番４号
債務者　岡本　真実
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３１号
神戸市長田区北町１丁目40番地の１　エクセルコート神戸長田802号、従前の住所神戸市中央区古湊通１丁目１番21―702号
債務者　蜂谷　　南
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６１号
函館市的場町７番10―504号
債務者　固本　智典
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３６５号
函館市亀田港町22番32号
債務者　竹内　陽子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３７４号
函館市美原２丁目23番24号コーポみやもと102
債務者　多田　範子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８５号
北海道紋別郡遠軽町上白滝179番地の１　研修センターＣ、住民票上の住所北海道紋別郡遠軽町白滝921番地２　南区団地１棟２号室
債務者　内田喜代美
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
仙台市宮城野区高砂１丁目277番地の２、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南１丁目10番地の３
債務者　菅原　伸幸
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係